

一般社団法人十勝地区サッカー協会入会及び退会の手続きに関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第8条及び第11条の規定に基づき、会員の入会及び退会の手続について必要な事項を定める。

(入会の手続き)

第2条 本協会に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別表1の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を得る。ただし、定款第26条第2項の規定により正会員として入会しなければならない者は除く。

2 特別会員に推薦された者は、本人の承諾をもって入会したものとみなすものとする。

3 登録会員として入会しようとする者は、別表1の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。ただし、定款第14条第1号から第5号に規定する登録会員は除くものとする。

(承認の許諾)

第3条 前条の規定により入会申請書が会長に提出されたとき、理事会は遅滞なく承認の許諾を決定しなければならない。

(入会の基準)

第4条 前条の規定による、承認の許諾を決定する基準は次のとおりとする。

営利を目的としていないこと。

公序良俗に反していない団体であること。

会員の資格を喪失してから、2年を経過していること。ただし、除名された場合は除く。

定款第14条第6号に規定する「連盟」については、他に同種の団体がなく、かつ、同種に所属する登録チームがすべて加入するか、加入できること。

(退 会)

第5条 本会を退会しようとする者は、別表2の退会届を会長に提出し、理事会の承認を得る。

(退会の承認)

第6条 前条の規定により退会届が会長に提出されたとき、理事会は遅滞なく退会の許諾を決定しなければならない。

2 理事会は、会員が本協定会款第12条の規定により除名されることを予測して、退会届を提出した場合を除き、退会を承認する。

(規則の改正)

第7条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は平成22年4月1日より施行する。